

7 日 情 審 第 1 号
令和 7 年 4 月 2 8 日

日進市長 近 藤 裕 貴 様

日進市情報公開審査会
会長 尾 関 栄 作

日進市情報公開条例第 1 9 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 7 年 1 月 2 9 日付け 6 日情第 5 0 5 号で諮問依頼のあった公文書非公開決定に対する審査請求について、下記のとおり答申します。

記

第 1 審査会の結論

日進市長（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 1 0 月 3 日付け 6 日企第 6 6 4 号で行った公文書非公開決定に係る公文書（以下「本件公文書」という。）を、不存在により公開しないこととした実施機関の決定については、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、実施機関に対し、「5 月 2 9 日に開催された「自治推進委員会」の音声記録」を内容とする公文書の公開を求め、日進市情報公開条例（平成 1 1 年日進市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 9 月 2 0 日に公文書公開請求書を提出した。
- 2 実施機関は、令和 6 年 1 0 月 3 日に本件公文書の不存在を理由とする公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和 6 年 1 1 月 5 日に行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和 6 年 1 2 月 2 6 日に、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 2 9 条第 2 項及び第 5 項の規定に基づき、弁明書（以下「本件弁明書」という。）を作成し、審査請求人に送付した。
- 5 実施機関は、令和 7 年 1 月 2 9 日に、条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、本件弁明書の写しを添えて日進市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求の内容

本件処分について、条例第1条並びに日進市自治基本条例第8条及び第10条に定められた制度の趣旨に照らして、是正勧告を求めるというものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書等において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 令和6年5月29日に開催された「第1回日進市自治推進委員会」の議事要旨メモが日進市ホームページに公開されたが、当日の傍聴記録と照合したところ、省略されている部分があった。確認のため本件公文書である音声記録を請求したが、不存在との処分決定がなされた。これは非公開決定処分の当否に抵触しているのではないかと。よって、情報公開審査会に厳正なる是正勧告を出すことを求める。
- 2 この処分に関連して、令和6年12月議会の一般質問で、令和5年度から、企画政策課が担当する日進市自治推進委員会及び日進市総合戦略推進委員会の議事録を、会議の流れのとおり発言を記録した従来の形式ではなく、事務局からの報告という形式で議事要旨に簡略化したのは、開かれた市政の実現、市民の知る権利の保障、市民に対する説明責任を果たすことにより市民と市との信頼関係を深めるという、本市の条例の目的に照らして問題ではないかと質問したところ、当局は、議事要旨は、附属機関等における全体の議論の流れ及び決定した事項を確認することができるようまとめたものであるため、条例の立法趣旨に照らしても問題ないと考えていると答えた。しかしながら、各委員の意見を事務局担当者が要約すると委員の意図とずれたり、重要な点が省略されたりして、誤解を生むことにつながり、結果、市民との信頼関係が崩れることにもなりかねない。日進市文書管理規程（平成18年日進市訓令第5号）には、文書の区分に応じて保存年限が定められており、それにより所管課長が保存年限を決定するとされているが、当該音声データを随時廃棄に該当すると所管課長が判断したことは、市民の知る権利の保障について、行政の責任を放棄していると言わざるを得ず、所管課長にはその見識がなかったのではないかと疑わざるを得ない。現在は、音声データから議事録を文字起こしするアプリも開発されており、発言を省略せず議事録を作成しても職員の負担はない。企画政策課は、市の主要施策を推進する一番重要な部署であることから、議事要旨作成が、今後、他の附属機関に拡大することを懸念している。

審査会には、今回の審査請求の趣旨を踏まえ、市民の知る権利を守るため、

- ①現在、議事録が要約となっている附属機関の記録を以前の形式に戻すこと、
- ②最低でも1年間は附属機関の音声記録を保存することの2点について、勧告す

ることを求める。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書等において述べている説明を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求人から公文書公開請求があった音声記録については、議事要旨を作成するための補助的記録であり、日進市文書管理規程に基づき、議事要旨作成後にデータを削除したため、公文書非公開決定処分としたものである。
- 2 職務上作成され、又は取得された電磁データは、日進市文書管理規程第2条第3号に規定する電子文書に該当し、公文書となる。
そのため、廃棄については、同規程別表に定める区分に基づき、第44条第1項の規定により、所管課長が、その性質等を考慮し、保存年限を決定している。そして、今回請求のあった文書は、随時廃棄の対象であると判断しており、本判断に問題はないと考える。
- 3 以上のとおり、請求に係る事項を非公開とした実施機関の判断はいずれも妥当であり、その旨の答申がなされるべきである。
- 4 なお、本件公文書の廃棄の経緯については、次のとおりである。

(1) 令和6年5月29日(水)

令和6年度第1回自治推進委員会開催、録音データを保存

(2) 令和6年6月4日(火)

令和6年度第1回自治推進委員会議事要旨作成

(3) 令和6年6月7日(金)

議事要旨を市ホームページに掲載、その後1週間程度で録音データを削除

第6 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、令和6年5月29日に開催された「日進市自治推進委員会」の音声記録であり、これは市の附属機関である日進市自治推進委員会の会議において、事務局である企画政策課が、議事要旨を作成するために職務上、録音したことにより作成され、又は取得された電磁データであり、日進市文書管理規程第2条第3号に規定する電子文書に該当し、条例第2条第2号に規定する「公文書」である。

2 審査会の審議事項について

実施機関は、本件公文書は議事要旨を作成するための補助的記録であり、日進市文書管理規程に基づき、議事要旨作成後にデータを削除したため、条例第11条第2項に該当し不存在であるとして非公開とする決定をした。これに対し、審査請求

人は、本件非公開決定処分に対し、条例第1条、日進市自治基本条例第8条（知る権利）及び第10条（権利の尊重）の制度趣旨に照らして、実施機関が議事要旨を作成することの是非及び音声記録の保存年限を随時廃棄としていることについて、是正勧告を求めている。

よって、当審査会では、議事要旨を作成するために使用された音声記録である本件公文書を、実施機関が随時廃棄として削除したことの当否と、実施機関が附属機関の会議録を、要約して作成することの当否について審議した。

3 本件公文書を、実施機関が随時廃棄として削除したことの当否について

(1) 本件公文書を廃棄するまでの経緯について、実施機関に確認したところ、以下のとおり説明があった。

本件公文書は、令和6年5月29日開催の第1回日進市自治推進委員会において、会議の議事要旨を作成するために、実施機関が補助的に録音し、作成したものである。

令和6年6月4日、第1回自治推進委員会の議事要旨が作成され、令和6年6月7日に市ホームページに公表された。これにより、実施機関は、日進市文書管理規程第44条別表の規定に基づき、本件公文書が、保存年限を随時廃棄とする「その他の文書等」に該当すると判断し、議事要旨の公表から1週間程度の後に本件公文書の電磁データを削除することにより廃棄した。

後述する瑕疵により、当審査会では廃棄したかどうかの検証及び確認を行うことはできなかったが、本件公文書が不存在であり、これを非公開としたことについては、原処分を維持することが妥当である。

(2) 実施機関は、公文書の取扱いについて、市民の「知る権利」を保障する条例第1条及び日進市自治基本条例第8条の趣旨のもと、文書管理規程の規定による手続的な統制に従って、管理・保存・廃棄等を行うべきである。

しかしながら、本件公文書は、課長の承認を得るために廃棄文書として総合文書管理システムに記録されず、かつ、課長の承認を得ずに廃棄されていたことが確認された。

したがって、日進市文書管理規程の規定による課長の承認を得ずに、本件公文書が廃棄されたことについては、実施機関に重大な手続上の瑕疵があると言わざるを得ないが、これをもって不存在であるが故に非公開としたことの結論を覆すことはできない。

4 実施機関が附属機関の会議録を要約して作成することの当否について

これについては、日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則（平成24年日進市規則第9号）第17条第4号に、附属機関の会議録の記載事項について「発

言の内容又は要旨」と規定されていること、市の附属機関は非常に数が多く所掌事項も様々であり、それらの会議録の要約の当否を一律に判断することは困難であることから、当審査会においては判断しないこととする。

以上の理由から当審査会は、前記第1の結論のとおり、答申するものである。

第7 審査会の意見

当審査会は、本件諮問事案について、次の事項を意見として本答申に付帯して提言するものである。

実施機関が日進市文書管理規程第49条の経路を経ずに、本件公文書を廃棄していたことが明らかになったことから、実施機関には、文書管理規程の規定に則り、今後、適正な手続を経て公文書を廃棄するよう、取扱いの是正を求める。

また、本件公文書については、議事要旨を作成する目的で録音されたもので、会議録を作成しこれを公表した後に、音声記録を別途、保存しなければならない根拠は存在せず、その保存年限は、日進市文書管理規程第44条の別表に定める1年保存ではなく、随時廃棄としたこと自体は妥当である。しかしながら、条例第1条及び日進市自治基本条例第8条に規定する、市民の「知る権利」を保障する条例の趣旨に鑑み、随時廃棄の保存期間については、所管課長において、所管する附属機関の性質等に応じ、慎重に判断することが望まれる。特に、本件公文書の対象である日進市自治推進委員会は、住民参加等について議論する、市民にとって非常に重要な会議であり、これに関連する公文書（音声記録を含む。）については、日進市市民参加及び市民自治活動条例第20条の諸原則にも関わるものであることから、より慎重な判断をもって、随時廃棄に該当する場合においても、直ぐに廃棄するのではなく、市民の「知る権利」に配慮した保存期間を検討されたい。

第8 答申に関与した委員

尾関栄作、佐藤啓子、井上昌子、北見宏介